

令和 6 年 1 1 月 1 1 日

お客様各位

青森県信用組合

法人キャッシュカード規定の改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

青森県信用組合では、「法人キャッシュカード規定」を下記のとおり改定しましたのでお知らせいたします。

記

変更内容

法人キャッシュカードは当組合以外の金融機関では利用できないことになっていましたが提携先の金融機関でも利用できることとしました。

尚、提携先は、現在「セブン銀行」のみとなっています。

詳細は、次ページの「法人キャッシュカード規定」をご覧ください。

以 上

【本件に関する照会先： 事務部 ☎ 0 1 7 - 7 3 9 - 7 1 1 3

受付時間：平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0】

法人キャッシュカード規定

法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）を利用する場合は「キャッシュカード規定」によるほか、次により取扱います。

1. 普通預金（無利息型普通預金を含みます。）について発行した法人キャッシュカード（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について次の場合に利用することができます。
 - ① 当組合および預入提携先の預金機を使用して普通預金（以下「預金」といいます。）に預入れをする場合。
 - ② 当組合および支払提携先の支払機を使用して預金の払戻しをする場合。
 - ③ 当組合および振込提携先の振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込を依頼する場合。
 - ④ その他当組合の所定の取引をする場合。
2. カードはお届けの代表者が使用し、カード及びカードで使用する暗証番号は、カード使用者が責任をもって管理して下さい。
3. 当組合が法人のお客さまに発行したカードが偽造または変造により不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当組合は責任を負いません。
ただし、この払戻しがカードおよび暗証番号の管理について預金者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、このかぎりではありません。
4. 当組合が法人のお客さまに発行したカードが盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当組合は責任を負いません。
5. 当組合は、代理人のためのカードは発行しません。従って、代理人による預金の預入れ、払戻しおよび振込はできません。

以 上